

大阪市北区梅田三丁目3番20号

椿本興業株式会社

取締役社長 椿 本 哲 也

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル29階（当社会議室）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- | | |
|------|---|
| 報告事項 | 1. 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tsubaki.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tsubaki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外においては、中国をはじめとするアジア新興国経済に加え、欧州経済も足踏みしており、先行き不透明な状況が続きました。このような状況下において当企業グループでは、国内外において積極的な受注活動に注力してまいりました。

この結果、受注高は前期に比べ順調に増加いたしました。売上高につきましても、アジア新興国等の海外市場が若干弱含みであったものの、各産業の国内設備投資需要は底堅く推移し、連結グループ全体では前期を上回る増収となりました。

利益面では、設備工事における採算管理の徹底等により、営業利益、経常利益ともに前期に比べ増益となりました。

さらに、親会社株主に帰属する当期純利益については、当期中に当社が創業100周年を迎え、創業記念事業費を特別損失に計上したものの、法人税等調整額を減額したこと等により前期に比べ増益となり、連結ベースで過去最高益となりました。

連結受注高	959億57百万円 (前期比104.9%)
連結売上高	888億89百万円 (前期比100.2%)
連結営業利益	25億57百万円 (前期比111.3%)
連結経常利益	27億78百万円 (前期比114.4%)
親会社株主に帰属する 連結当期純利益	21億75百万円 (前期比141.6%)

東日本本部

当本部は、北海道・東北・甲信越・関東地区が担当エリアであり、全体の売上高の約39%を占めております。

当連結会計年度は、自動車部品需要が底堅く推移したことに加え、半導体製造装置、食品、物流、自動車関連業界等の設備投資需要への積極的な対応により、売上高は347億36百万円 (前期比105.1%) となりました。

西日本本部

当本部は、東海・北陸・関西・中国・四国・九州地区が担当エリアであり、全体の売上高の約43%を占めております。

当連結会計年度は、鉄鋼、造船、重工業業界における設備投資需要が回復の兆しを見せ、さらに、液晶製造装置や航空機製造装置、環境関連設備等の設備納入が寄与したため、売上高は383億52百万円（前期比103.5%）となりました。

開発戦略本部

当本部は、当企業グループ全体の海外ビジネスやマテリアルビジネスを担当し、それらのビジネスの拡大や、制御・センシングビジネスに向けた新商品の開発にも取り組んでいる部門で、その売上高は全体の約18%を占めております。

当連結会計年度は、介護衛生関連商品や紅茶包装機等の売上が底堅く推移したものの、中国やアジア新興国の経済減速により、海外における自動車関連設備等の需要が落ち込んだ結果、売上高は157億99百万円（前期比84.8%）にとどまりました。

セグメント別連結売上高

期 別 セグメント	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比(%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
東 日 本 本 部	33,041	37.2	34,736	39.1	105.1
西 日 本 本 部	37,040	41.8	38,352	43.1	103.5
開 発 戦 略 本 部	18,630	21.0	15,799	17.8	84.8
合 計	88,711	100.0	88,889	100.0	100.2

2. 資金調達状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	3,000百万円

3. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第111期 (自 平成25年 4月 至 平成26年 3月)	第112期 (自 平成26年 4月 至 平成27年 3月)	第113期 (自 平成27年 4月 至 平成28年 3月)	第114期 (当連結会計年度) (自 平成28年 4月 至 平成29年 3月)
受 注 高 (百万円)	86,542	86,216	91,490	95,957
売 上 高 (百万円)	82,134	86,806	88,711	88,889
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,483	1,427	1,536	2,175
1株当たり当期純利益 (円)	46.12	44.41	48.29	68.38
総 資 産 (百万円)	48,425	57,939	52,833	56,701
純 資 産 (百万円)	14,717	17,527	16,735	20,032
1株当たり純資産額 (円)	451.54	543.67	518.69	623.75

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第111期 (自 平成25年 4月 至 平成26年 3月)	第112期 (自 平成26年 4月 至 平成27年 3月)	第113期 (自 平成27年 4月 至 平成28年 3月)	第114期(当期) (自 平成28年 4月 至 平成29年 3月)
受 注 高 (百万円)	79,841	79,830	82,489	89,422
売 上 高 (百万円)	75,409	80,567	81,549	82,563
当期純利益 (百万円)	1,757	1,262	1,437	2,188
1株当たり当期純利益 (円)	54.56	39.28	45.16	68.77
総 資 産 (百万円)	45,986	54,824	49,822	54,808
純 資 産 (百万円)	12,556	15,026	14,358	17,667
1株当たり純資産額 (円)	389.78	472.10	451.21	555.30

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

4. 対処すべき課題

- ① バランスの取れた組織作りと、経営基盤の充実
世代間・事業部門間・エリア（拠点）間で、先を見据えた人材確保と計画的
人材配置をすすめてまいります。
複眼的視野に立った人材（次世代を担う人材）を育成するため、営業・技術・
人事労務等の教育を実施してまいります。

- ② エリア制を進化させ、ビジネスの拡大を図る
顧客ファースト・顧客満足度アップを達成するため、全事業の営業拠点としての
機能強化を図ってまいります。
海外の拠点整備の進んだアジア諸国において、国内顧客と同レベルのサービス
体制を更にすすめてまいります。

- ③ 取扱商品の拡大と仕入先メーカーとの連携強化
IoT等急速に変化する製造環境に対応したシステム等、新商品の開拓に注力し
てまいります。また、主要商品見本市への出展参画と、仕入先への営業情報の
フィードバックの徹底で、仕入先との連携強化を図ってまいります。

以上を課題として、収益面では、コスト管理と技術評価の徹底で、経営効率の向上
を図ると共に、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスならびにその基盤
となる内部統制システム等の更なる強化に取り組み、企業価値を高め、株主の皆様
をはじめとするステークホルダーの満足度向上を目指してまいります。

5. 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当企業グループは機械と技術の専門商社として、各種伝動機器、搬送装置、一般機械、産業資材その他の販売を主な事業とし、これに付帯する事業も営んでおります。

セグメント	担当エリア	取扱商品
東日本本部	北海道・東北・甲信越・関東地区、および同地区関係会社	国内における動力伝動機器、設備装置の取扱商品全般
西日本本部	東海・北陸・関西・中国・四国・九州地区、および同地区関係会社	
開発戦略本部	海外、海外子会社、および新商品開発部門	海外における動力伝動機器、設備装置の取扱商品全般、ならびに、産業資材の取扱商品全般、および新商品

6. 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

(1) 当社

名 称	所 在 地
大阪本社(本店)	大阪市北区梅田三丁目3番20号
東京本社	東京都港区港南二丁目16番2号
名古屋支店	名古屋市東区東桜一丁目14番11号
横浜支店	横浜市西区北幸二丁目15番10号
営業所	札幌市、仙台市、水戸市、宇都宮市、神栖市、千葉市、川越市、八王子市、静岡市、浜松市、四日市市、金沢市、京都市、神戸市、岡山市、高松市、広島市、福岡市

(2) 主要な子会社

① 国内

名 称	所 在 地
ツバコー北日本株式会社	宮城県 仙台市
ツバコー北関東株式会社	栃木県 宇都宮市
ツバコー西関東株式会社	埼玉県 川越市
ツバコー東関東株式会社	千葉県 千葉市
株式会社ツバコー・ケー・アイ	神奈川県 横浜市
ツバコー東海株式会社	愛知県 名古屋市
株式会社ツバコー・エス・ケー	京都府 京都市
ツバコー関西株式会社	兵庫県 西宮市
ツバコー四国株式会社	香川県 高松市
ツバコー・ウエスト株式会社	広島県 広島市
ツバコー九州株式会社	福岡県 福岡市

② 海外

名 称	所 在 地
TSUBACO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
TSUBACO KTE CO., LTD.	タイ
上海椿本商貿有限公司	中国

7. 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

当企業グループの従業員は680名（前年比5名増）であり、セグメント別に表すと以下のとおりであります。

なお、当社の従業員は465名（前年比3名増）であります。

セグメント	従業員数
東日本本部	192名
西日本本部	245名
開発戦略本部	122名
全社（共通）	121名
合計	680名

（注）全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

8. 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

9. 重要な親会社および子会社の状況（平成29年3月31日現在）

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社ツバコー・ケー・アイ	40	100	伝動機器、輸送装置等の販売
株式会社ツバコー・エス・ケー	10	100	伝動機器・輸送装置等の販売

重要な子会社2社を含む連結子会社は14社、持分法適用会社は3社であります。
当連結会計年度における業績につきましては、「3. 財産および損益の状況の推移 (1) 企業集団の財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

10. 不正取引に関連した事項について

平成25年10月21日付にて、株式会社川端エンジニアリングから当社および当社元従業員を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額11億4,264万4,868円および、これに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員）を名古屋地方裁判所において提訴されておりました。

また、平成26年2月5日付にて、株式会社川端エンジニアリングから当社を被告とする請負代金請求（請負代金請求金額1,557万6,750円および、これに対する本来支払いすべきであった日から翌日から支払済みまで年6分の割合による金員）を名古屋地方裁判所において提訴されておりました。

なお、上記の訴訟による原告側の主張は当社の事実認識とは異なっており、当社として事実を明らかにするため、当社は、平成26年4月8日付にて、株式会社川端エンジニアリングおよび同社代表取締役、ならびに当社元従業員を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額18億2,192万2,168円および、これに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員）を名古屋地方裁判所において提訴いたしました。

上記の訴訟は、平成26年9月12日付にて併合となり、審議が継続されていましたが、平成29年4月18日に名古屋地方裁判所にて判決の言い渡しがありました。

判決の内容は当社の主張の正当性をほぼ全面的に認めたものであり、当判決に対し敗訴当事者は控訴せず、判決が確定いたしました。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 32,489,845株（自己株式674,203株を含む） |
| (3) 株主総数 | 3,357名 |
| (4) 大株主の状況（上位10名） | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社椿本チェーン	3,356	10.55
太陽生命保険株式会社	2,869	9.02
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	1,980	6.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,731	5.44
株式会社三井住友銀行	1,423	4.47
三井住友信託銀行株式会社	1,411	4.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,400	4.40
宇和島土地株式会社	1,000	3.14
株式会社りそな銀行	790	2.48
日本生命保険相互会社	756	2.38

- (注) 1. 持株比率は自己株式（674,203株）を控除して計算しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役に関する状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	椿 本 哲 也	
取締役専務執行役員 (代表取締役)	石 関 春 夫	営業総括 兼 開発戦略総括 兼 技術室担当
取締役常務執行役員	春日部 博	管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当
取締役常務執行役員	伊 藤 弘 幸	東日本本部長
取締役常務執行役員	北 村 完	西日本本部長
取締役執行役員	香 田 昌 司	経営戦略本部長（企画、広報、コンプライアンス担当）
取 締 役	新 健 一	株式会社新工務所 代表取締役社長 株式会社新 代表取締役社長 タイガー計算器株式会社 代表取締役会長
取 締 役	二 宮 秀 樹	早駒運輸株式会社 代表取締役専務 早駒商事株式会社 代表取締役社長 早駒マリンサービス株式会社 代表取締役社長
監 査 役 (常 勤)	山 北 薫	
監 査 役 (常 勤)	大 河 原 治	
監 査 役 (常 勤)	牛 田 雅 也	
監 査 役 (非常勤)	山 本 直 道	山本直道法律事務所 代表弁護士 山本直道公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 新 健一氏および取締役 二宮秀樹氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 牛田雅也氏および監査役 山本直道氏は、社外監査役であります。なお、当社は山本直道氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 山北 薫氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査役 山本直道氏は、弁護士ならびに公認会計士の資格を有しており、企業法務および、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社では、取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化を目的として、平成19年6月28日より執行役員制度を導入しております。執行役員は14名であり、上記の取締役兼執行役員5名のほか、以下9名で構成されております。

地 位	氏 名	職名および重要な兼職の状況
常 務 執 行 役 員	山 村 純 一 郎	開発戦略本部副本部長（テクノマテ担当）
常 務 執 行 役 員	京 谷 豊	横浜支店長
常 務 執 行 役 員	藤 重 卓 一	東日本営業本部長（施工管理担当）兼 開発戦略本部副本部長（ATOMBD担当）
常 務 執 行 役 員	額 纈 准 志	西日本営業本部長（施工管理担当）
執 行 役 員	磯 部 好 伸	名古屋支店長（施工管理担当）
執 行 役 員	上 山 祥 郎	購買部長
執 行 役 員	中 村 俊 裕	開発戦略本部副本部長（SRS担当）
執 行 役 員	植 田 裕 照	管理本部副本部長（人事・総務担当）
執 行 役 員	藤 井 誠 人	管理本部副本部長（経経担当）兼 経理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	11名	281百万円	うち社外6名、32百万円
監 査 役	7名	49百万円	
合 計	18名	331百万円	

- (注) 1. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成28年6月29日開催の第113回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名および監査役3名を含んでおります。
2. 平成28年6月29日開催の第113回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額312百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額は含まず、かつ社外取締役については年額180百万円以内）、監査役の報酬限度額は年額84百万円以内であります。
3. 取締役(社外取締役を除く)の支給額には、当事業年度において利益連動報酬により算定し、費用処理した役員賞与84百万円が含まれております。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与160百万円は含まれておりません。
5. 上記のほか、第113回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対し、役員退職慰労金180百万円を支給しております。これは、過年度に支給を打ち切った役員退職慰労引当金(現 長期未払金)の支払であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役 新 健一氏は、株式会社新工務所および株式会社新の代表取締役社長を、また、タイガー計算器具株式会社の代表取締役会長を兼職しております。なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。社外取締役 二宮 秀樹氏は、早駒運輸株式会社の代表取締役専務を、また、早駒商事株式会社および早駒マリンサービス株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。社外監査役 山本直道氏は、山本直道法律事務所の代表弁護士を、また、山本直道公認会計士事務所の代表を兼職しております。

なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	新 健 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役	二 宮 秀 樹	当事業年度開催の取締役会13回のうち、就任後開催されました10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	牛 田 雅 也	当事業年度開催の取締役会13回のうち、就任後開催されました10回全てに、また、当事業年度開催の監査役会16回のうち、就任後開催されました11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	山 本 直 道	当事業年度開催の取締役会13回のうち、就任後開催されました10回全てに、また、当事業年度開催の監査役会16回のうち、就任後開催されました11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

V 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかを検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 3. 当社の主要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人の再任について、会計監査人の適格性、独立性および職務の遂行状況等に留意し、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、每期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理規定、コンプライアンス規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」という）の取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を任命し、その所管するコンプライアンス室において、コンプライアンスの取り組みをグループ横断的に統括する。
- ③ 当社の代表取締役社長の下に内部監査部門（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス室および内部監査室）を設置し、当社グループの各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について監査し、必要に応じて当社グループの代表取締役社長および監査役に報告する。
- ④ 当社グループにコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかにコンプライアンス室に報告される体制とし、同室はそれ等の内容に応じ、当社の代表取締役・経営会議・取締役会・執行役員会・監査役会等へ報告するとともに、所定の手続を経て再発防止策を実施する。
- ⑤ コンプライアンス室と人事部門は連携して、当社グループの取締役および従業員に対するコンプライアンスに係わる研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき、管理部門を管掌する取締役を統括責任者に任命し、文書管理規定および情報保護管理規則にて職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理する。

取締役および監査役は、文書管理規定により常時これ等の文書等を閲覧できるものとする。

また、当社グループ会社は、当社の文書管理規定、情報保護管理規則を準用し、当社と同水準の情報管理水準を自社で維持するものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため、当社グループのリスクマネジメント規定を制定し、リスクマネジメント委員会によりグループ横断的な管理体制とし、事業損失の極小化をはかる。
 - ② この管理体制の下での、具体的なリスクの管理とそれへの対応は、次のとおりとする。
 - (i) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、グループ横断的なリスク状況の監視および対応は、コンプライアンス室が行うものとする。
 - (ii) コンプライアンス室と内部監査室は、経理部門等との連携により当社グループのリスク管理状況を把握し、必要に応じリスクマネジメント委員会等へ報告するとともに、所定の手続を経てリスク管理体制の改善策および発生したリスクへの対応策等を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社グループは、以下の経営管理システムを用いて、各社が定めた職務権限・意思決定ルールの下で、取締役の職務の執行の効率化をはかる。
- ① 当社の経営会議による代表取締役社長の業務執行に係る重要な意思決定の補佐
 - ② 取締役会による中長期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
 - ③ 取締役会および当社の執行役員会による月次業績等のレビューと改善策の実施
- 尚、当社グループ会社においては、「関係会社管理・運営規定」を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかる。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社グループ会社の経営状態の把握と指導および育成を推進し、当社グループの経営効率化をはかるため「関係会社管理・運営規定」を定め、当社グループ会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、コンプライアンス室は経理部門、人事部門等と連携してこれらを横断的に推進し、管理する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項等
- 当社の監査役会は、管理部門を管掌する取締役に求めて直接管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- 尚、当該従業員の考課、異動等を行う際には、監査役会の事前同意を得るものとする。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役または従業員が監査役あるいは監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、当社の管理部門を管掌する取締役と監査役会との協議により決定する。
 - ② 監査役あるいは監査役会へ報告を行った当社グループの取締役または従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および従業員に周知徹底する。
- (8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役以下の各取締役は、監査役の重要な会議への出席、監査役への報告等監査業務の遂行が円滑に行われるための環境を整備するとともに、代表取締役社長は監査役会との定期的な会合を持って、監査上の重要課題等について意見交換をする。
 - ② 監査役は、内部監査部門と連携をはかり情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ③ 監査役がその職務執行について、当社に対し必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用を速やかに処理するものとする。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「財務報告に係る内部統制を実施するための基本方針」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、内部統制委員会を設置して、有効な内部統制の維持と改善および適正な評価を行っていくものとする。
- (10) 反社会的勢力の排除へ向けた対応
- 当社グループは、企業倫理規定により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取り組みの状況

- ① 当社グループの役員および社員に対し、「コンプライアンス・カード」や「Mission Statement Card」を配布し、携帯させることにより、日頃からコンプライアンスの基本事項や社是を再確認する機会をつくり、その周知徹底をはかっております。更に年2回のコンプライアンス・デーによる意識付けと、階層別コンプライアンス研修等の施策により、全社的なコンプライアンス意識の向上をはかっております。また、コンプライアンス室は、当社グループ各部門内のコンプライアンス状況のヒアリングを行い、その内容を踏まえ、必要な対応を行っております。
- ② 当社内外を窓口とする内部通報制度を設けており、「内部通報制度に関する規定」に基づきコンプライアンスに関する相談・通報を受け付けることにより、コンプライアンス問題の予防、早期発見およびその解決をはかっております。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- ① 管理総括役員を委員長とするリスクマネジメント委員会において、当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを横断的に管理しております。当事業年度において、リスクマネジメント委員会を計4回実施し、「コンプライアンス」「取引」「重要なリスク」等の諸問題に対して確認、対応を行っております。
- ② コンプライアンス室、内部監査室は財務部等と連携の上、当社グループのリスク状況の把握・監視等を行うこととしており、部門別実施する業務点検においてリスク責任者・管理者に対し、部門内のリスク状況をヒアリングし、部門内で改善できるところは改善を指示し、その後のフォローを実施しております。
また、全社的なリスクについては、リスクマネジメント委員会に報告し、適切な対応を行っております。

(3) 取締役の職務執行の効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各議案に関する審議・業務執行の状況等の監督を実施しており、当事業年度において取締役会を計13回開催いたしました。また、当社では取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化をはかるため、執行役員制度を導入しており、当事業年度において、執行役員会を計14回開催いたしました。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

グループ会社の経営管理を含む管理については、「関係会社管理・運営規定」に基づき、所定の事前承認・報告事項について、子会社から事前に申請または報告を受けております。

(5) 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

- ① 社外監査役2名を含む監査役4名は、取締役への出席およびその他の重要な会議への出席を通じて内部統制の整備・運用状況を確認しており、当事業年度において監査役会を16回開催いたしました。
- ② 監査役は内部監査部門（内部監査室・コンプライアンス室）と定期的に情報、意見を交換する場を設けており、監査の実効性を高めております。当事業年度は内部監査室と3回、コンプライアンス室と4回実施いたしました。
- ③ 監査役は、当社グループの内部統制システム全般をモニタリングするため、定期的に内部監査部門との会議を開催し、より効率的な運用について助言等を行っております。
- ④ 監査役は、会計監査人と会計監査に関する報告及び意見交換会を7回、社外取締役と当社グループ全般に係わる監査上の重要課題について情報交換会を2回実施いたしました。

(6) 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会は、内部統制システムの整備、運用および評価に関する計画に基づき財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しており、当事業年度において内部統制委員会を計3回開催いたしました。

(7) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

当社グループでは、「グループ企業倫理規定」を定めており、この規定に沿った業務の運用を徹底しており、部門別を実施する業務点検において、その運用状況の確認をしております。

また、人事総務部が対応部署として、外部専門機関との連携や情報交換を随時実施しております。

(注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	56,701	負 債 の 部	36,668
流 動 資 産	43,347	流 動 負 債	33,796
現金及び預金	6,132	支払手形及び買掛金	17,263
受取手形及び売掛金	27,940	電子記録債務	13,308
電子記録債権	6,570	未払法人税等	519
商品及び製品	1,844	前受金	1,618
仕掛品	264	繰延税金負債	3
繰延税金資産	201	役員賞与引当金	37
その他	610	工事損失引当金	58
貸倒引当金	△216	偶発損失引当金	208
固 定 資 産	13,353	その他	779
有 形 固 定 資 産	913	固 定 負 債	2,872
建物	813	長期未払金	237
減価償却累計額	△238	退職給付に係る負債	1,695
機械装置及び運搬具	363	繰延税金負債	731
減価償却累計額	△261	その他	208
工具器具及び備品	349	純 資 産 の 部	20,032
減価償却累計額	△288	株 主 資 本	15,580
土地	176	資本金	2,945
リース資産	2	資本剰余金	1,805
減価償却累計額	△2	利益剰余金	11,027
無 形 固 定 資 産	185	自己株式	△198
投 資 そ の 他 の 資 産	12,254	その他の包括利益累計額	4,264
投資有価証券	11,152	その他有価証券評価差額金	4,417
長期貸付金	6	繰延ヘッジ損益	△2
長期未収入金	1,448	為替換算調整勘定	57
繰延税金資産	93	退職給付に係る調整累計額	△208
退職給付に係る資産	3	非支配株主持分	187
その他	1,147	負 債 及 び 純 資 産 合 計	56,701
貸倒引当金	△1,598		
資 産 合 計	56,701		

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		88,889
売上原価		76,510
売上総利益		12,378
販売費及び一般管理費		9,820
営業利益		2,557
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	264	
持分法による投資利益	2	
その他の	46	316
営業外費用		
支払利息	5	
売上割引	48	
為替差損	13	
支払手数料	9	
支払保証料	15	
その他の	2	94
経常利益		2,778
特別利益		
固定資産売却益	9	9
特別損失		
固定資産除売却損	0	
会員権等評価損	35	
投資有価証券売却損	4	
創業100周年記念事業費	139	179
税金等調整前当期純利益		2,609
法人税、住民税及び事業税	885	
法人税等調整額	△451	433
当期純利益		2,175
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		2,175

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,945	1,805	9,265	△196	13,820
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△413	—	△413
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	2,175	—	2,175
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△2	△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,762	△2	1,759
当 期 末 残 高	2,945	1,805	11,027	△198	15,580

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,758	△15	102	△160	2,685	229	16,735
当連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△413
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	2,175
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,659	12	△45	△47	1,579	△41	1,537
当連結会計年度中の変動額合計	1,659	12	△45	△47	1,579	△41	3,296
当 期 末 残 高	4,417	△2	57	△208	4,264	187	20,032

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	54,808	負 債 の 部	37,141
流 動 資 産	41,981	流 動 負 債	34,751
現 金 及 び 預 金	4,694	支 払 手 形	3,072
受 取 手 形	2,707	電 子 記 録 債 務	13,308
電 子 記 録 債 権	5,618	買 掛 金	13,592
売 掛 金	26,702	未 払 金	352
商 品 及 び 製 品	1,451	未 払 法 人 税 等	377
仕 掛 品	264	前 受 金	1,464
前 渡 金	420	預 り 金	2,072
繰 延 税 金 資 産	121	工 事 損 失 引 当 金	32
そ の 他	82	偶 発 損 失 引 当 金	208
貸 倒 引 当 金	△83	そ の 他	270
固 定 資 産	12,827	固 定 負 債	2,389
有 形 固 定 資 産	818	退 職 給 付 引 当 金	1,318
建 物	719	長 期 未 払 金	230
減 価 償 却 累 計 額	△195	長 期 預 り 金	190
機 械	274	繰 延 税 金 負 債	650
減 価 償 却 累 計 額	△203		
車 両 運 搬 具	7	純 資 産 の 部	17,667
減 価 償 却 累 計 額	△6	株 主 資 本	13,530
工 具 器 具 及 び 備 品	284	資 本 金	2,945
減 価 償 却 累 計 額	△238	資 本 剰 余 金	1,811
土 地	175	資 本 準 備 金	750
無 形 固 定 資 産	185	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,061
ソ フ ト ウ ェ ア	174	資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 減 少 差 益	878
そ の 他	10	自 己 株 式 処 分 差 益	182
投 資 そ の 他 の 資 産	11,824	利 益 剰 余 金	8,971
投 資 有 価 証 券	10,170	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,971
関 係 会 社 株 式	399	別 途 積 立 金	6,870
関 係 会 社 出 資 金	50	繰 越 利 益 剰 余 金	2,101
長 期 未 収 入 金	1,448	自 己 株 式	△198
そ の 他	1,337	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,136
貸 倒 引 当 金	△1,582	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,138
資 産 合 計	54,808	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	54,808

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	82,563
売 上 原 価	73,317
売 上 総 利 益	9,245
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,448
営 業 利 益	1,797
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3
受 取 配 当 金	718
雑 収 入	80
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3
売 上 割 引	41
支 払 手 数 料	9
支 払 保 証 料	12
雑 損 失	69
経 常 利 益	2,530
特 別 損 失	
会 員 権 等 評 価 損	30
創 業 100 周 年 記 念 事 業 費	139
税 引 前 当 期 純 利 益	2,361
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	620
法 人 税 等 調 整 額	△447
当 期 純 利 益	2,188

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備	本 金	そ の 他 本 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	2,945	750	1,061	1,811	5,850	1,347	7,197	△196	11,758
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△413	△413	—	△413
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	2,188	2,188	—	2,188
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—	1,020	△1,020	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	△2	△2
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	1,020	754	1,774	△2	1,772
当 期 末 残 高	2,945	750	1,061	1,811	6,870	2,101	8,971	△198	13,530

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 誤 差 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,615	△15	2,600	14,358
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△413
当 期 純 利 益	—	—	—	2,188
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△2
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	1,523	12	1,536	1,536
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,523	12	1,536	3,308
当 期 末 残 高	4,138	△2	4,136	17,667

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月16日

椿本興業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松山和弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前田俊之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、椿本興業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、椿本興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月16日

椿本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松山和弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前田俊之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、椿本興業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下の通り監査を実施致しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門、その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、国内外子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等から、その整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月17日

椿本興業株式会社

常勤監査役 山 北 薫 ⑩

常勤監査役 大河原 治 ⑩

常勤監査役
(社外監査役) 牛 田 雅 也 ⑩

監 査 役
(社外監査役) 山 本 直 道 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様へ期間損益に応じた適正な配当を安定的に実施すること、中長期的な成長に向けた投資や財務基盤安定化のための内部留保の充実をはかることを総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては、普通配当を1円増配するとともに、昨年創業100周年を迎え、株主様のご支援により次の100年に向けて好スタートを切ることができましたことに感謝し、記念配当5円を含めまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき、普通配当8円、記念配当5円、合計13円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は413,603,346円となります。

これにより、中間配当金（3円）を含めました当期の年間配当金は1株につき16円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分に関しては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	1,680,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	1,680,000,000円
---------	----------------

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しており、その移行期限を平成30年10月1日に決定いたしました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）にすることを目的に、株式併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式の併合がその効力を生じる日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

16,000,000株

5. その他

本議案は第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、株主様のご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、その前後で、当社の資産や資本に変更は生じませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。また、本定款一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、同日の経過をもって、本附則を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行どおり）
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000</u> 万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,600</u> 万株とする。
第7条（条文省略）	第7条（現行どおり）
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条～第51条（条文省略） （新設）	第9条～第51条（現行どおり） <u>附 則</u> <u>第1条 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が生じるものとし、同日の経過をもって、本附則を削除する。</u>

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	つばき もと てつ や 椿本 哲也 (昭和30年3月11日)	平成元年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 平成5年6月 当社専務取締役（代表取締役） 平成9年6月 当社取締役社長（代表取締役）（現在） 平成17年7月 当社SRS事業管掌 平成19年7月 当社海外事業総括 平成23年10月 当社開発戦略本部長	163,000株
2	いし げき ほる お 石 関 春 夫 (昭和19年4月15日)	昭和42年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成18年10月 当社東日本営業本部副本部長 装置担当 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成19年7月 当社東日本営業本部長 平成24年4月 当社開発戦略本部副本部長 ATOMBD担当 平成25年6月 当社取締役専務執行役員（代表取締役） 東日本営業総括 兼 開発戦略総括 平成27年4月 当社技術室担当 平成28年6月 当社取締役専務執行役員（代表取締役） 営業総括 兼 開発戦略総括 兼 技術室担当（現在）	46,000株
3	かす が べ ひろし 春日 部 博 (昭和24年9月8日)	昭和47年4月 当社入社 平成21年10月 当社執行役員 平成22年6月 当社財經担当 平成23年6月 当社取締役執行役員 平成23年10月 当社管理本部副本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当（現在）	14,200株
4	い とう ひろ ゆき 伊 藤 弘 幸 (昭和21年4月3日)	昭和44年4月 当社入社 平成4年4月 ツバコー北海道販売株式会社（現 ツバコー北日本株式会社）代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役執行役員 平成19年7月 当社取締役執行役員 東日本営業本部副本部長 動伝担当 平成24年4月 当社取締役執行役員 東日本営業本部副本部長（本部長補佐） 平成25年6月 当社取締役執行役員 東日本営業本部長 平成26年6月 当社専務執行役員 東日本営業本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員 東日本本部長（現在）	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
5	きたむらかん 北村完 (昭和23年4月9日)	昭和47年4月 当社入社 平成13年4月 ツバコー滋賀販売株式会社(現 株式会 社ツバコー・エス・ケー) 代表取締役社 長 平成23年6月 当社取締役執行役員 西日本営業本部副 本部長 動伝担当 兼 動伝事業部長 平成24年4月 当社取締役執行役員 西日本営業本部副 本部長 動伝担当 平成25年6月 当社取締役執行役員 西日本営業本部長 平成26年6月 当社専務執行役員 西日本営業本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員 西日本本部長 (現在)	13,000株
6	こうだまさし 香田昌司 (昭和33年11月8日)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社グローバル推進グループ 東日本営 業部長 平成22年4月 TSUBACO SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締 役 平成25年10月 当社経営戦略本部 部長 兼 同本部営 業企画室長 平成27年6月 当社経営戦略本部 東京経営戦略室長 平成28年6月 当社取締役執行役員 経営戦略本部長 (企画、広報、コンプライアンス担当) (現在)	6,000株
7	あたらしけんいち 新健一 (昭和33年11月13日)	昭和57年4月 住友商事株式会社入社 平成2年12月 株式会社アタラシ取締役社長 平成18年2月 株式会社エムジー・アタラシ(現 株式 会社新工務所) 代表取締役 平成20年3月 同社代表取締役社長(現在) 平成23年6月 当社社外取締役(現在) (重要な兼職の状況) 株式会社新工務所 代表取締役社長 株式会社新 代表取締役社長 タイガー計算器株式会社 代表取締役会 長	12,000株
8	にのみやひでき 二宮秀樹 (昭和30年3月15日)	昭和56年1月 早駒運輸株式会社入社 平成2年7月 同社取締役 平成4年7月 同社常務取締役 平成12年7月 同社代表取締役専務(現在) 平成28年6月 当社社外取締役(現在) (重要な兼職の状況) 早駒運輸株式会社 代表取締役専務 早駒商事株式会社 代表取締役社長 早駒マリンサービス株式会社 代表取締 役社長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する記載事項
- (1) 新 健一氏および二宮秀樹氏の両氏は社外取締役候補者であります。
なお、新 健一氏および二宮秀樹氏は株式会社東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
 - (2) 新 健一氏は、長年にわたる会社経営者としての豊富な経験や知見をもとに、引き続き当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (3) 二宮秀樹氏は、会社経営における豊富な経験と知見をもとに、引き続き客観的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (4) 新 健一氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
 - (5) 二宮秀樹氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
 - (6) 当社は、新 健一氏および二宮秀樹氏との間において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
なお、両氏が原案どおり選任された場合、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
植野 禎 仁 (昭和51年4月9日)	平成12年10月 第一東京弁護士会 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 平成18年6月 シカゴ大学ロースクール卒業 (L.L.M.) 平成19年5月 ジョージタウン大学ローセンター卒業 (L.L.M.) 平成20年3月 東京青山・青木・狛法律事務所 (現 ベーカーアンドマッケンジー法律事務所) 入所 平成27年5月 植野法律事務所 開設 (現在) 平成28年1月 日本公認会計士協会 準会員登録 (現在) (重要な兼職の状況) 植野法律事務所 弁護士	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠の社外監査役候補者に関する記載事項

- (1) 植野禎仁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- (2) 植野禎仁氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知見を有しており、社外監査役に就任した場合には、その知見を当社の監査体制に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
- (3) 当社は、植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- (4) 植野禎仁氏が、社外監査役に就任した場合、独立役員になる予定であります。

以上

〔株主総会会場ご案内図〕

〈会場〉 大阪市北区梅田三丁目 3 番20号
明治安田生命大阪梅田ビル29階（当社会議室）
電話 06-4795-8800(代)

〈交通〉 JR大阪駅（桜橋口出口）より徒歩約 7 分
地下鉄西梅田駅（3 番出口）より徒歩約 5 分

